

さしま地域循環型社会形成推進地域計画 (第一次計画)

さしま環境管理事務組合

境町

五霞町

坂東市

古河市

(総和地区

・三和地区)

令和5年11月24日作成

令和6年11月29日変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	4
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	5
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	5
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	6
3. 施策の内容	8
(1) 発生抑制、再使用の推進	8
(2) 処理体制	12
(3) 処理施設等の整備	15
(4) 施設整備に関する計画支援事業	15
(5) その他の施策	16
4. 計画のフォローアップと事後評価	17
(1) 計画のフォローアップ	17
(2) 事後評価及び計画の見直し	17

【様式】

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
- ・参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料様式8 計画支援概要

【添付資料】

- ・添付資料1 対象地域図
- ・添付資料2 目標設定に関するトレンドグラフ
- ・添付資料3 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

(1) 対象地域

面積：295.31km²(令和5年度さしま環境管理事務組合概要、

国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」令和5年7月現在)

人口：171,200 人（令和 4 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳）

(内 訳)

市村名	境町	五霞町	坂東市	古河市	
				総和 地区	三和 地区
面積 (km ²)	46.59	23.11	123.03	52.8	49.78
人口 (人)	24,785	8,186	52,741	50,477	35,011

参考) 古河市:面積 123.58km²、人口 141,196 名



図 1-1 対象地域（さしま環境管理事務組合圏域：クリーム色）

(資料：さしま環境管理事務組合ホームページ)

(2) 計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とし、計画目標年度を令和 11 年度とする。

なお、目標の達成状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

さしま環境管理事務組合（以下「本組合」と称す。）は、境町、五霞町、坂東市及び古河市（総和地区、三和地区）2 市 2 町（以下「構成市町」と称す。）で構成され、茨城県の南西部に位置し、栃木県、埼玉県、千葉県と県境を接している。

県都水戸市までは約 70km、東京都、さいたま市及び宇都宮市までは約 50～60km の距離を有している。

本組合の面積は約 295km²、人口は 171,200 人であり、面積では茨城県の約 5%、人口では約 6%を占めている。

本地域は、古くから農業を中心として発展してきたが、つくばエクスプレスの開通（平成 17 年 8 月）、首都圏中央自動車連絡道（圏央道）の整備が進み、東京都やさいたま市、宇都宮市などへの連絡も容易となり、工業化も進み、第 2 次産業、第 3 次産業の比率が高まっている。

本地域は前述のとおり首都圏に比較的近いことから、野菜や花き栽培等都市近郊型の農業の展開、自然環境に恵まれた田園文化都市圏の形成を目指している。

構成市町の特徴は以下のとおりである。

・ 境町

利根川と江戸川の分岐点に位置し水運の拠点（河岸）として栄えてきた。現在は、東西に首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号が、南北方向に主要地方道結城野田線、県道尾崎境線が整備され首都圏や隣接市町を結ぶ広域交通網が形成されている。

・ 五霞町

関東平野のほぼ中央、茨城県の西南端に位置している。四方を河川に囲まれた水と緑豊かなまちで、東は江戸川を隔てて千葉県に、南西は権現堂川および中川を隔てて埼玉県に、北東部を流れる利根川をはさんで古河市・境町に接している。

・ 坂東市

茨城県の南西部に位置し、利根川を挟んで千葉県野田市と接している。中心部は猿島台地と呼ばれる平坦な台地で、田・畑地、多くの平地林や白鳥の飛来で有名な菅生沼など、良好な自然が残されており、水と緑につつまれた自然豊かな田園都市である。

・ 古河市

関東地方のほぼ中央、茨城県西端に位置している。1955（昭和 30）年代から工業立地が進み、近隣の市町村から労働人口流入があり、古河都市圏を形成している。自然環境面においては、全国でも最大規模のヨシ原を有し、希少価値の高い豊かな自然環

境が残されている

構成市町のごみ処理については、本組合は、平成 19 年度に竣工したさしまクリーンセンター寺久（熱回収施設：ガス化溶融施設 103t/24h×2 炉計 206t、リサイクルプラザ：51t/5h）及び一般廃棄物最終処分場（埋立容積：125,000 m³、浸出水処理施設 処理能力 30 m³/日（調整槽 1,300 m³、令和 3 年度現在残余容量 31501 m³）を有し、主導的な役割を果たし、資源ごみの集団回収への補助、中間処理から最終処分を実施している。

中間処理施設に搬入されたごみは、極力マテリアルリサイクルを優先し、リサイクルできないごみは熱回収施設によるガス化・溶融処理を行い、積極的に発電を行うとともに、残渣のスラグ化による最終処分量の減量化に努めている。また、リサイクルプラザにおいては、ごみの減量化・再資源化に関する住民啓発や地域活動の積極的な推進を励行している。

今後も、以下の方針で循環型社会の構築を目指す。

- ・構成市町のごみ総排出量は人口減少にもかかわらず増加傾向を示している。令和 2 年度からの新型コロナの影響も勘案しながら、各種施策を講じ排出抑制を推進する。
- ・生活系ごみについては、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集やプラスチック資源循環促進法（令和 4 年 4 月 1 日施行）への対応を検討、プラスチック資源の分別収集・リサイクルに取組み、焼却・溶融処理量を極力減らし、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル及び処理システムの構築を図ることとする。
- ・令和 10 年度の古河地区の可燃ごみの本組合での処理開始に伴い、現有施設の長寿命化を図り、二酸化炭素の削減に努める。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本組合は、昭和 38 年に境町、五霞村、猿島町（現坂東市）、総和町、三和町（ともに現古河市）から成る一部事務組合として設立された。平成 14 年に岩井市が構成市町に加わったのち、平成 17 年 3 月岩井市と猿島町が合併して坂東市となり、現在 2 市 2 町の構成となっている。

茨城県では、令和 4 年 3 月に「茨城県ごみ処理広域化計画」を改訂し、ダイオキシン類の発生抑制、施設稼働率の向上、財政負担の軽減等に努めていく方針を示した。

県内では現時点で 29 ブロックによって、ごみ処理の広域化がすすめられているが、将来的には 10 ブロックとして、集約を推進することとしている。

このうち、本組合を構成する 2 市 2 町は、さしま環境管理事務組合と古河市（古河地区）の 2 つに分かれており、将来的には古河地区を含め集約した廃棄物処理を行うものとなっている。本組合では、令和 10 年度に古河地区の可燃ごみの受け入れを開始する予定である。

現在、古河地区については、古河市の有する古河クリーンセンター（平成 6 年 7 月竣工：90t/日（45t/16hr×2 炉））及び資源化処理施設である古河市資源置場にて処理を行っており、ごみ処理施設の一元化と設備機器の長寿命化対策は課題となっている。広域化、集約化の観点からも、令和 10 年度の加入に向けて分別区分や処理に関する検討を重ねている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本組合は現在プラスチック類はペットボトルのみを分別回収し、容器包装リサイクル協会及び民間業者へ引き渡している。

プラスチック資源の分別に関しては、本組合においては効率的な回収やリサイクルに関する検討を重ねており、令和 8 年度から一括回収を開始、当面は容器包装リサイクル協会へ委託してのリサイクルを実施する予定である。

（これに関する施設整備を予定している。今後、収集量等をみて、再商品化の方法も検討していく。）

古河地区は、現在、プラマークのあるプラスチック製容器を容器包装リサイクル協会へ引き渡し再商品化に努めている。

令和 10 年度の可燃ごみの本組合処理に併せ、プラスチック資源に関しても本組合処理を予定しているため、令和 11 年度末までにプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施する予定である。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2-1に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、77,598 tであり、再生利用される「総資源化量」は13,950 t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）×100）は約18％である。

中間処理による減量化量は58,819 tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね78％が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約6.4％に当たる4,829 tが埋め立てられている。

さしまクリーンセンター寺久熱回収施設は、3,000kwの蒸気タービン発電機を備え、発電（令和3年度実績：16,458MWh）を行い、場内で使用し余剰分は売却している。

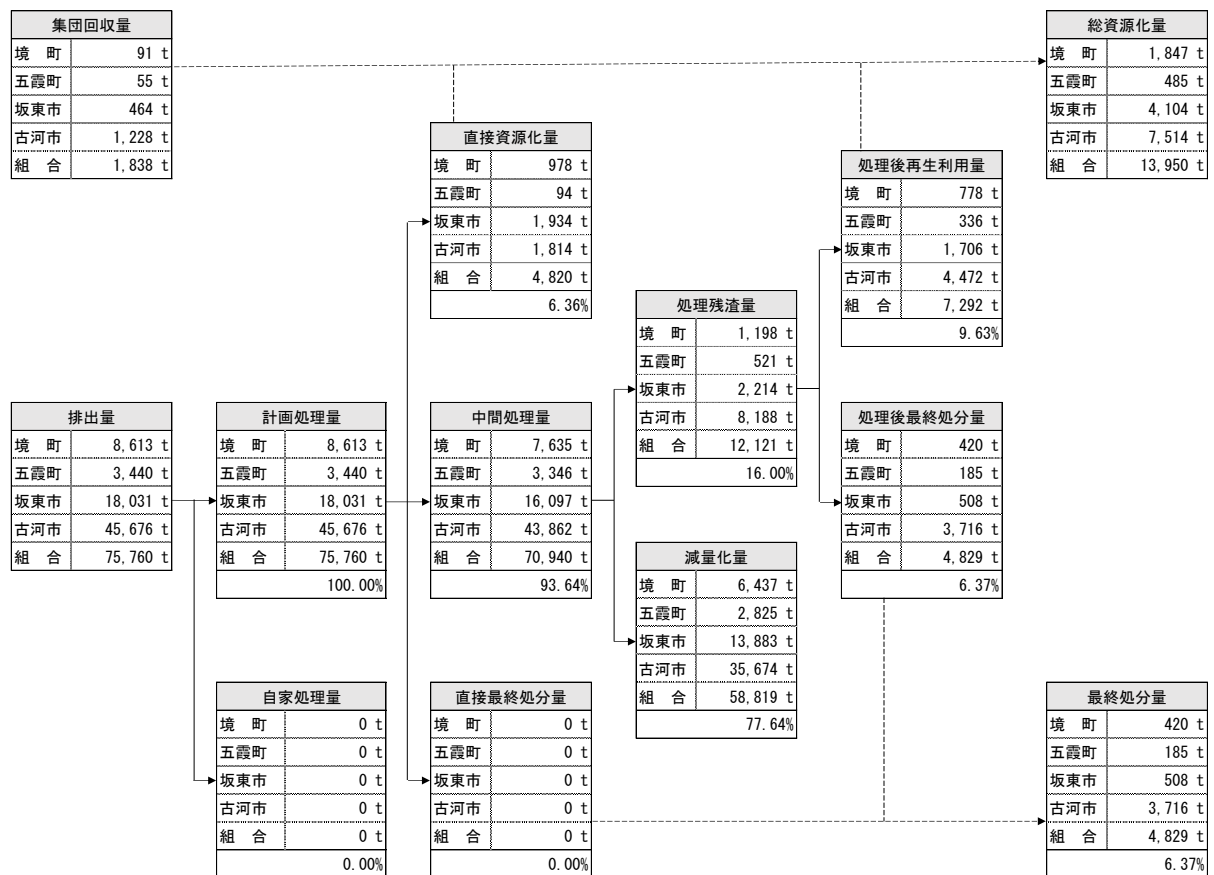


図2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合※ ¹ ） （令和3年度）		目標（割合※ ¹ ） （令和11年度）	
排出量	事業系	総排出量	16,224トン		14,402トン	(-11.2%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.46トン/事業所		1.38トン/事業所	(-5.3%)
	生活系	総排出量	59,536トン		49,424トン	(-17.0%)
		1人当たりの排出量※ ³	229.3kg/人		179.3kg/人	(-21.8%)
	合計	事業系生活系排出量合計	75,760トン		63,825トン	(-15.8%)
再生利用量	直接資源化量		4,820トン	(6.4%)	6,496トン	(10.2%)
	総資源化量		13,950トン	(18.0%)	16,674トン	(25.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）		16,458 MWh 507 GJ		17,500MWh 525 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量		4,829トン	(6.4%)	3,712トン	(5.8%)

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)}／(事業所数)

※3 （1人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)}／(人口)

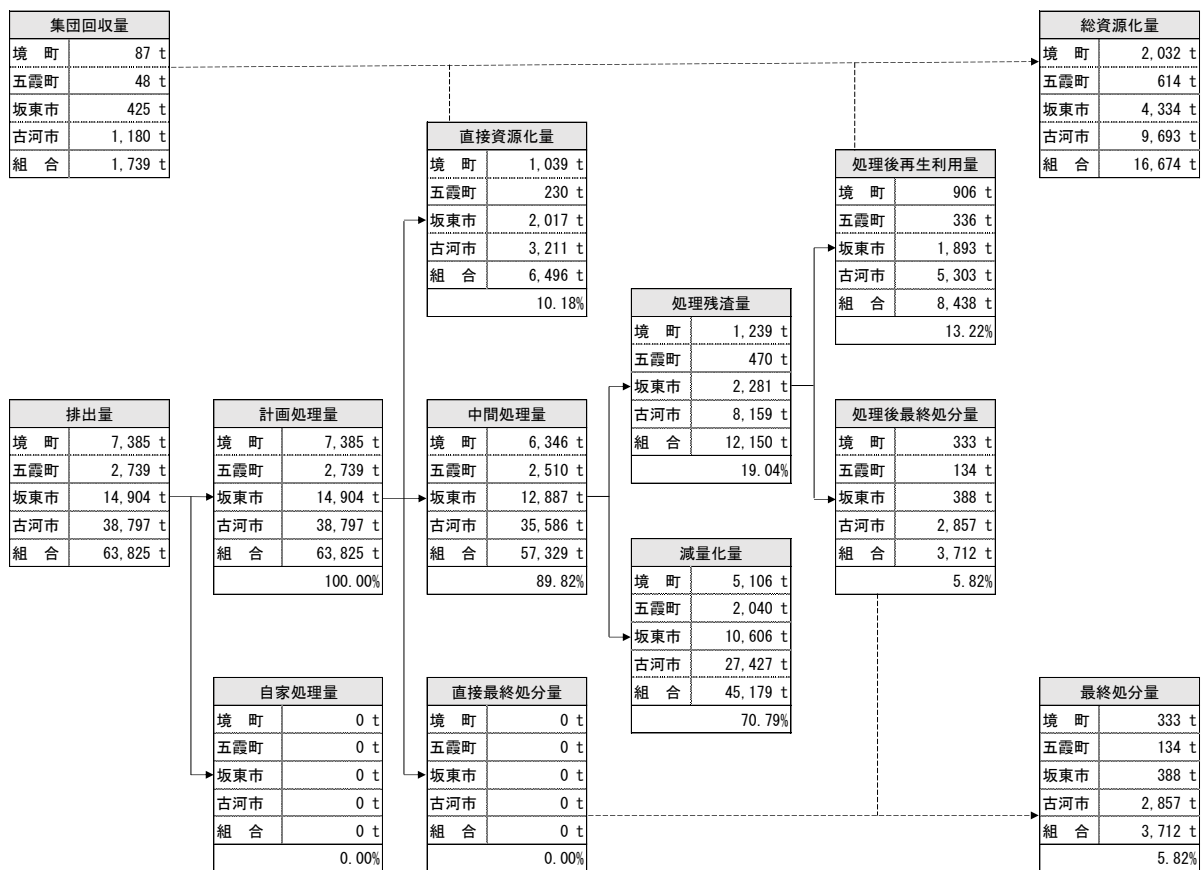
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 11 年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、構成市町では可燃ごみをはじめとするごみの収集は無料で実施されている（古河市及び坂東市においては粗大ごみについて一部有料）。

一般廃棄物処理の有料化に関しては、平成 28 年 1 月 21 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

有料化により、排出抑制や再生利用の推進が期待できるものの、住民との合意形成、ごみ有料化による費用対効果、実施方法、住民への還元対策等を十分検討する必要がある。

本組合では構成市町と、平成 24 年度から、「さしま環境管理事務組合ごみ有料化等検討委員会」、令和 4 年度から「さしま環境管理事務組合議会施設整備計画検討特別委員会」において有料化に関する協議を設けており、ごみの排出状況、社会情勢を考慮し検討を重ねていく。

イ 環境教育、普及啓発、助成

【環境教育・普及啓発】

・広報誌等の活用

広報誌による広報、ごみに関する小冊子の作成及び配布、啓発ビデオの製作（貸し出し、上映）、ステーションにおけるポスター貼付などを構成市町と連携し、実施している。

・住民参加体験型活動の実施

本組合現有のリサイクルプラザは、リサイクル情報発信拠点（リサイクル教室、再生工房、再生品等展示販売）として、リサイクル情報の提供、住民参加体験型活動を行っている。

主な住民参加体験型活動を以下に示す。

・不用品交換の普及

・リサイクルイベントの開催

・環境美化協力員等の活動の推進

・ポスター及び標語等コンクールの開催

・施設見学会の実施

・自発的な活動を行っているごみに関する住民団体との連携の緊密化

構成市町の取組みを表 3-1 に示す。

表 3-1 構成市町の具体的取組（環境教育・普及啓発）

境 町	・資源化、減量化、適正排出の指導。
五霞町	・広報誌による啓発活動の実施。
坂東市	・リサイクルやゴミ減量化の意識向上を目的に、市内小中学生からポスターや標語を募集し表彰するなどのリサイクルフェアを実施している。 ・CO2 排出削減の啓発のため、民間企業と協定を締結し市庁舎にマイボトル専用のウォーターサーバーを設置している。 ・公共施設に小型家電リサイクル回収ボックスを設置しリサイクルに取り組みやすい環境づくりをすすめている。
古河市	・参加者 10 名以上の団体、グループを対象とした出前講座を実施。 ・古河市クリーンセンターの施設見学会を実施。 ・民間の掲示板サービスと提携した不用品リサイクルの推進。 ・民間の回収サービスと提携した不要パソコンのリサイクルの推進。

【助成】

・ 集団回収への補助

本組合は、ごみの減量化・資源化を目的として地域の集団回収（10 人以上の登録団体）に対して 1kg 当たり 5 円の補助金を交付している。

・ 生ごみ処理機の補助金

構成市町が主体となり、家庭用生ごみ処理機の補助金制度とその普及促進により、可燃ごみの排出抑制を推進している。

構成市町の取組みを表 3-2 に示す。

表 3-2 構成市町の具体的取組（助成）

境 町	なし
五霞町	なし
坂東市	・生ごみの処理を行うための容器及び電気式生ごみ処理機（以下「処理容器等」という。）を購入した者に対し、補助金を交付している。金額は、要した費用の 2 分の 1 に相当する額とし、処理容器等の区分に応じ、限度額を設けている。
古河市	・生ごみ処理機の購入者に対し費用の一部を助成。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

買い物時のレジ袋の使用は、ごみの増加の一因となっていることから、レジ袋削減対策のひとつとして、マイバッグ運動を積極的に進め、ごみの減量化を図っている。

構成市町の取組みを表 3-3 に示す。

表 3-3 構成市町の具体的取組（マイバッグ運動・レジ袋対策）

境 町	・ ホームページにおいて「買い物の際はマイバッグを持参しましょう」との呼びかけを実施予定。
五霞町	・ 限りある資源を効率的に利用し循環させるため、マイバッグ・マイボトルなどの利用を推進し、レジ袋やストロー等のワンウェイプラスチック製品の使用を控え、環境ラベル（エコマーク）など環境負荷の少ない製品を購入するなど、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を積極的に行う。（環境基本計画）
坂東市	・ 市内イベントにおいてレジ袋削減の啓発品としてマイバッグを配布し、普及促進を行っている。
古河市	・ ホームページでの「買い物の際はマイバッグを持参しましょう」との呼びかけ、またイベント等での啓発活動を実施。

エ 食品ロスの削減

「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」において「持続可能な開発目標（SDGs）」として「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の食品廃棄物を半減（以下略）」との目標が掲げられた。茨城県においても、食品ロス削減講演会等の情報発信を行うなど、食品ロスに対する意識醸成に努めている。

本組合においては、搬入ごみに占めるちゅう芥類の割合は最近 5 年間では約 5%であるが、情報発信に努め、食品ロスの削減を推進する。構成市町の取組みを表 3-4 に示す。

表 3-4 構成市町の具体的取組（食品ロスの削減）

境 町	・ 食品ロスの削減の広報に努める。
五霞町	・ 食品ロスの削減の広報に努める。
坂東市	・ 広報誌等により食品ロス削減の取り組みを周知している。
古河市	・ ホームページでの食品ロス削減の呼びかけを実施。

オ ごみ分別の推進

可燃ごみ、不燃ごみとして排出されるごみの中には、紙類、ペットボトル、缶・びんなど資源ごみの混入が認められることから、ごみ分別の推進を徹底し、リサイクル率の増加を図っている。

なお、今後プラスチック類の扱いを鑑み、分別区分の見直しを検討する。

構成市町の取組みを表 3-5 に示す。

表 3-5 構成市町の具体的取組（ごみ分別の推進）

境 町	・ 広報誌により分別排出についての意識を啓発している。
五霞町	・ ホームページ、広報誌・パンフレットなどでごみの減量と分別の徹底の推進を広報、PR している。
坂東市	・ ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発により家庭ごみの排出の削減を推進している。 ・ 5 月と 10 月の最終日曜日を環境美化の日と定め、市民が一斉に道路沿線等のごみ拾いをおこなう「クリーン坂東」を実施し、地域で適正な分別を確認する機会としている。
古河市	・ ホームページ、LINE アプリを活用した「ごみ分別検索」の案内、また「ごみ出しカレンダー」の掲載。 ・ 市ケーブルテレビでのごみ減量化推進の啓発。

カ 事業系ごみの減量

事業系ごみは、事業者自らの責任において処理することが廃棄物処理法により義務付けられているものの、本組合では家庭系ごみに支障のない限り許可業者による搬入及び事業者による直接搬入を有料で受け入れている。

本組合では、以下の取組みを推進している。

- ・ 食品リサイクル法、建設リサイクル法に基づき、食品廃棄物、建設廃棄物の排出抑制・再資源化を指導する。
- ・ 廃棄物の資源化・減量化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物は自らの責任で適正に処理するよう指導する。
- ・ 一定規模以上及び一定以上の排出量の事業者については、資源化・減量化計画の提出や廃棄物管理責任者の設置を指導する。
- ・ 事業所及び許可業者のごみ排出量に関して、徹底した分別の指導に努める。
- ・ 事業系ごみの排出者に対して、家庭系の収集ごみに混入させないように指導する。
- ・ 近隣自治体における手数料の動向等を踏まえた適切な手数料を適宜検討し、設定する。

構成市町の取組みを表 3-6 に示す。

表 3-6 構成市町の具体的取組（事業系ごみの削減）

境 町	・ 資源化、減量化、適正排出の指導
五霞町	・ 資源化、減量化、適正排出の指導
坂東市	・ 資源化、減量化、適正排出の指導
古河市	・ 資源化、減量化、適正排出の指導

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

現在、本組合は、境町、五霞町、坂東市及び古河市の総和地区、三和地区から排出される可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（カン、ビン、ペットボトル）の6種のごみを対象として処理を行い、これに加え、紙類、布類は構成市町が主体となり計8種の分別により処理を行っている。

古河市の古河地区においては、可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック・せともの類、プラスチック容器、危険ごみ、資源ごみ（カン、ビン、ペットボトル）、紙類、布類の11分類で、古河地区に立地する処理施設において処理を行っている。

本組合は、令和10年度より古河地区が加入して古河市の処理の一元化を図る予定であり、本組合全域でプラスチック類の分別を図りプラスチック類のリサイクルを推進、熱回収施設への負担を軽減するとともに、長寿命化計画に基づく大規模改修を実施し、処理機能の回復及び温室効果ガスの削減を図るものである。

分別区分及び処理方法については表3-7のとおりである。

表 3-7 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和5年度）						今後（令和11年度）		
境町、古河市（総和地区、三和地区）、五霞町、坂東市			古河市（古河地区）			組合		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	ガス化溶融（熱回収）	さしまクリーンセンター ター寺久熱回収施設	可燃ごみ	焼却	古河クリーンセンター	可燃ごみ	ガス化溶融（熱回収）	さしまクリーンセンター ター寺久熱回収施設
不燃ごみ	破砕・選別溶融、資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設	不燃ごみ（プラスチック、セトモノ）	保管・委託処理	古河市資源場 （ストックヤード）	不燃ごみ	破砕・選別溶融、資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設
その他（乾電池）	資源化	委託	その他（乾電池）	保管・資源化		その他（乾電池）	資源化	委託
粗大ごみ	破砕・選別溶融、資源化		粗大ごみ	選別・焼却資源化	古河クリーンセンター	粗大ごみ	破砕・選別溶融、資源化	
カン	選別・圧縮資源化		カン	保管資源化		カン	選別・圧縮資源化	
ビン	破砕・選別資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設	ビン	破砕・選別資源化	古河市資源置場	ビン	破砕・選別資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設
ペットボトル	破砕・圧縮資源化		ペットボトル	保管資源化		ペットボトル	破砕・圧縮資源化	
容器包装プラスチック類	－	－	容器包装プラスチック類	資源化		容器包装プラスチック類	選別・圧縮資源化	
紙類	資源化	各市町・委託	紙類	資源化	委託	紙類	資源化	各市町・委託
紙製容器包装	－	－	－	－	－	紙製容器包装	資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設/ 各市町・委託
布類	資源化	各市町・委託	布類	資源化	委託	布類	資源化	各市町・委託
金物	－	－	金物	保管資源化	古河市資源置場	金物	保管資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設/ 委託
プラスチック類	－	－	プラスチック類	－	－	プラスチック類 ^{注)}	破砕・選別資源化	委託
小型家電	破砕・選別資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設/ 委託	小型家電	－	－	小型家電	破砕・選別資源化	さしまクリーンセンター ター寺久資源化施設/ 委託

注) プラスチック類は一括収集を想定

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、家庭ごみの分別区分に準じ、本組合の施設で受け入れ処理を行っている。

平成 24 年度からの 10 年間においては、いったん増加傾向を示したものの、令和 3 年度は平成 24 年度の排出量とほぼ同量である。

構成市町との連携のもと、事業系一般廃棄物の排出状況を調査、多量排出事業者に対して減量化施策を講じるとともに、すべての事業者に対して事業系ごみの発生抑制、減量化への啓発を実施する。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物は受け入れていない。

今後も現行と変わらず、産業廃棄物は処理しない方針である。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表 3-8 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-8 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	マテリアルリサイクル推進施設(廃プラスチック中間処理施設)	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	未定	猿島郡境町 長井戸 1728-2	R9～ R10	—	—
2	熱回収施設 さしまクリーンセンター寺久	基幹的設備改良事業	206t	坂東市寺久 1353 番地 1	R7～R9	—	—

(整備理由)

事業番号 1 プラスチック使用製品の資源回収の推進、CO₂ 排出量削減

事業番号 2 既存施設の延命化、CO₂ 排出量削減のための基幹的設備改良及び処理の集約

(4) 施設整備に関する計画支援事業

整備計画に先立ち、表 3-9 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-9 実施する計画支援業務

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る既設焼却施設解体支援業務	DXN 類・アスベスト調査、土壌汚染環境調査、廃焼却施設解体発注仕様書作成、事業者選定アドバイザー業務	R7 年度	—
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る発注者支援業務	施設基本設計、要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザー業務	R8 年度	—
2	さしまクリーンセンター寺久基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る発注支援業務	施設基本設計、要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザー業務	R6 年度	—

	さしまクリーンセンター寺久基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R6 年度	—
--	--	----------	-------	---

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電、使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄に対しては、地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や外灯の設置などを行い、不法投棄の防止を図っている。

構成市町の取組みを表 3-10 に示す。

表 3-10 構成市町の具体的取組

境 町	・ホームページで注意を呼び掛けている。 ・散乱性の高い「空き缶・空きびん・タバコの吸殻・包装紙等」をみだりに捨てることは、条例により禁止している。
五霞町	・ホームページで不法投棄をされない対策などを発信している。
坂東市	・ホームページで不法投棄通報アプリの利用を呼び掛けている。 ・警察との連携や監視パトロールを実施するため、特別行政指導員を配置している。 ・不法投棄をさせない環境づくりのため防犯カメラを設置している。 ・不法投棄禁止啓発看板の配付を行っている。
古河市	・ホームページによる注意喚起。 ・不法投棄禁止啓発看板の貸出し。 ・茨城県の監視ボランティア（UD監視員）と連携した情報収集。 ・状況に応じた簡易監視カメラの設置

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本組合は、県南、県西地区のごみ処理施設と相互利用協定を結び、災害時に発生する廃棄物の広域処理体制の確保を図っている。また、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分を迅速、円滑に行うこととしている。

なお、災害廃棄物の仮置き場、臨時集積場所は、構成市町の公民館、公園等の公共的空間を活用するものとし、本組合クリーンセンター、最終処分場を処理、処分の場所と位置付けている。

構成市町においては、坂東市は、令和2年9月策定した「坂東市災害廃棄物処理計画」に基づき、また、古河市は、令和2年3月に策定した「古河市災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物の処理を行うこととしている。

令和5年11月末時点、境町、五霞町は策定を検討中である。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じてしま環境管理事務組合構成市町、国及び茨城県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

循環型社会推進地域計画の添付書類

○様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

○様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

○参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

○参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）

○参考資料様式 8 計画支援概要

（添付資料）

- ・ 対象地域図
- ・ 計画開始前過去 5 年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1 事業所あたり・1 人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ
- ・ 地域内の施設の現況と予定（位置図）
- ・ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
（災害が想定されない地域を除く。）

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	さしま環境管理事務組合		(2)地域内人口	171,200人	(3)地域面積	295.31km ²
(4)構成市町村名	境町、五霞町、坂東市、古河市（総和地区、三和地区）		(5)地域の要件*	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 通疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：境町、五霞町、坂東市、古河市（総和地区、三和地区） 設立年月日：昭和38年5月25日（平成15年4月より現在の名称）					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）				目標	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和11年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	18,135	19,127	18,996	16,586	16,224	14,402（-11.2%）
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.51	1.52	1.48	1.41	1.46	1.38（-5.3%）
	生活系 総排出量（トン）	58,184	58,492	58,961	61,665	59,536	49,424（-17.0%）
	1人当たりの排出量（kg/人）	219.6	223.0	225.6	236.4	229.3	179.3（-21.8%）
再生利用量	合計 事業系生活系総排出量合計（トン）	76,319	77,619	77,957	78,251	75,760	63,825（-15.8%）
	直接資源化量（トン）	4,331（5.7%）	4,560（5.9%）	4,652（6.0%）	4,589（5.9%）	4,820（6.4%）	6,496（10.2%）
	総資源化量（トン）	14,507（18.2%）	14,814（18.4%）	14,535（18.0%）	13,843（17.3%）	13,950（18.0%）	16,674（25.4%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量	16,194	16,788	17,068	17,210	16,458	17,500
	（年間の発電力量MWh） （年間の熱利用量Gj）	499	521	523	526	507	525
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	5,874（7.7%）	6,062（7.8%）	5,360（6.9%）	5,380（6.9%）	4,829（6.4%）	3,712（5.8%）

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

・組合は平成29年3月策定の一般廃棄物処理基本計画を有している。また、構成市町は古河市が令和元年度策定の計画を有し、五霞町は現在策定中、境町及び坂東市は計画の策定を検討中である。ここ5年間の廃棄物を取り巻く社会情勢（食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の施行、カーボンニュートラへの移行）、新型コロナウイルス禍を受け、組合の設定した目標値と背景が異なっていることから構成市町の将来推計を実施し、目標値設定を行った。なお、各種施策は組合の計画、構成市町の実施内容に整合している。

※端数処理により割合・合計が含まないことがある。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	開始年月	廃止又は休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	想定される浸水深と 対策	備考
焼却処理施設	熊島焼却センター ごみ焼却施設	さしま環境管理事務所 組合	流動床式	120t/日 (60t×2炉)	H4. 4	H20. 3廃止	R8. 4～R9. 3	(浸水深3～5m)洪水対策として土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡会に基づき 周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
熱回収施設	さしまクリーンセン ター寺久熱回収施設		流動床式ガス化溶融 炉	206t/日	H20. 3			(浸水深0.5m未満)洪水対策として土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡会に基づき 周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
リサイクルプラザ	さしまクリーンセン ター寺久資源化施設		磁砕、選別、圧縮	51t/5h	H20. 3			(浸水深0.5m未満)洪水対策として土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡会に基づき 周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
最終処分場	第1期 一般廃棄物最終 処分場		セルアンドサンド イッチ方式	埋立容量 9.545m3	S61. 5	H1. 9埋立終了			
	第2期 一般廃棄物最終 処分場		セルアンドサンド イッチ方式	埋立容量 48.683m3	H1. 9	H12. 1埋立終了		(浸水深3～5m以上)洪水対策として土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡会に基づき 周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
	第3期 一般廃棄物最終 処分場		セルアンドサンド イッチ方式	埋立容量 125.000m3	H12. 2			(浸水深3m～5m)災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡会 に基づき周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
ごみ焼却施設	古河クリーンセンター	古河市	ストーカ式	90t/日 (45t/16hr×2 炉)	H6. 7			(浸水深0.5m～3m)災害時にごみ処理ができない場合、県南・県西部地区ごみ処理施設連絡 会に基づき周辺自治体に処理を依頼することとなっている。	
資源化処理施設	古河市資源置場		保管、圧縮	5t/5h	H13. 4				

(2) 更新 (改良) ・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月日	更新 (改良) ・新設 理由	廃焼却施設解体事業 着手 (予定) 年月 完了 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品 化を実施するための 施設整備事業	備考
熱回収施設	さしまクリーンセン ター寺久熱回収施設	さしま環境管理事務所 組合	流動床式ガス化溶融 炉	206t/日	R10. 3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための 基幹的設備改良	—	(浸水深0.5m未満)洪水対策として 土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない 場合、県南・県西部地区ごみ処理 施設連絡会に基づき周辺自治体に 処理を依頼することになってい る。	—	
マテリアルリサイクル 推進施設	(仮称)さしま環境セン ターマテリアルリサイ クル推進施設	さしま環境管理事務所 組合	選別・圧縮・梱包・ 保管 (予定)	未定	R11. 3	プラスチック資源循環促 進法へ対応するため、 プラスチック使用製品廃 棄物の中間処理施設の新 設	着手 (予定) R8. 4 完了 (予定) R9. 3	(浸水深0.5m未満)洪水対策として 土嚢、止水板を配置。 なお、災害時にごみ処理ができない 場合、県南・県西部地区ごみ処理 施設連絡会に基づき周辺自治体に 処理を依頼することになってい る。	○	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別		事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間	国土 強靱化 地域 計画	総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
				単位	終了			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
〇マテリアルリサイクル推進等に関する事業	事業名称							1,800,000		800,000	500,000	500,000	1,700,000	700,000	500,000	500,000			
	マテリアルリサイクル推進施設 備事業		さしま環 1 境管理事 務組合	未定	R9	R10	1,000,000				500,000	1,000,000		500,000	500,000				
	猿島郡環境センター既設焼却施設 解体事業		さしま環 1 境管理事 務組合	120 t/日	R8	R8	800,000		800,000			700,000		700,000					
〇エネルギー回収等に関する事業								7,927,151	0	42,979	3,712,314	4,171,858	0	3,962,200	0	1,975,600	1,986,600	0	
	基幹的設備改良事業		さしま環 2 境管理事 務組合	206 t/日	R7	R9	7,927,151		42,979	3,712,314	4,171,858		3,962,200		1,975,600	1,986,600			
〇施設整備に関する計画支援事業								111,036	30,336	40,700	40,000	0	0	111,036	30,336	40,700	40,000	0	0
	既設焼却施設施設解体支援業務		さしま環 1 境管理事 務組合		R7	R7	40,700		40,700				40,700		40,700				
	マテリアルリサイクル推進施設 備事業費注支援		さしま環 1 境管理事 務組合		R8	R8	40,000			40,000			40,000			40,000			
	基幹的設備改良事業費注支援		さしま環 2 境管理事 務組合		R6	R6	11,856		11,856				11,856	11,856					
	基幹的設備改良事業生活環境影響 調査		さしま環 2 境管理事 務組合		R6	R6	18,480		18,480				18,480	18,480					
合 計							9,838,187	30,336	83,679	4,552,314	4,671,858	500,000	5,773,236	30,336	40,700	2,715,600	2,486,600	500,000	
さしま環境管理事務組合・境町、五霞町、坂東市、古河市（総和地区、三和地区）																			

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	さしま環境管理事務組合
(2) 施設名称	(仮称) さしま環境センターマテリアルリサイクル推進施設 (廃プラスチック中間処理施設)
(3) 工期 ※1	令和 8 年度～令和 10 年度
(4) 施設規模	処理能力 t / 日 未定
(5) 処理方式	選別・圧縮・梱包・保管（予定）
(6) 地域計画内の役割 ※2	プラスチック使用製品の資源回収の推進、CO ₂ 排出量削減
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	⑦ 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	—
--------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	—
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※1	1, 800, 000 千円 うち交付対象事業費 1, 700, 000 千円
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	さしま環境管理事務組合
(2) 施設名称	さしまクリーンセンター寺久
(3) 工期 ※1	令和 7 年度～令和 9 年度
(4) 施設規模	処理能力約 206 t / 日（103 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	流動床式ガス化溶融施設
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ （発電効率 - %）・無 2. 熱回収の有無 ☒ （熱利用率 - %）・無 注）詳細設計により確定
(7) 地域計画内の役割 ※2	既存施設の延命化、CO2 排出量削減のための基幹的設備改良 及び処理の集約 （CO2 削減率 5 %（計画値））
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☒

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	—
-------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	— KWh／ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	—

(12) 総事業計画額 ※1	7,927,151 千円 うち、交付対象事業費 3,962,200 千円
----------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	さしま環境管理事務組合		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設(廃プラスチック中間処理施設)整備のため		
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る既設却施設解体支援業務	マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る発注者支援業務	
(4) 事業期間 ※1	令和 7 年度	令和 8 年度	
(5) 事業概要	DXN 類・アスベスト調査、土壌汚染環境調査、廃焼却施設解体発注仕様書作成、事業者選定アドバイザー業務	施設基本設計、要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザー業務	
(6) 総事業計画額 ※1	40,700 千円 うち、交付対象事業費 40,700 千円	40,000 千円 うち、交付対象事業費 40,000 千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	さしま環境管理事務組合		
(2) 事業目的	さしまクリーンセンター寺久基幹的設備改良事業のため		
(3) 事業名称	さしまクリーンセンター寺久基幹的設備改良事業に係る発注支援業務	さしまクリーンセンター寺久基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査事業	
(4) 事業期間 ※1	令和 6 年度	令和 6 年度	
(5) 事業概要	施設基本設計、要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザリー業務	生活環境影響調査（現況調査、予測及び影響の分析）	
(6) 総事業計画額 ※1	11,856 千円 うち、交付対象事業費 11,856 千円	18,480 千円 うち、交付対象事業費 18,480 千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【添付資料 1 対象地域図】

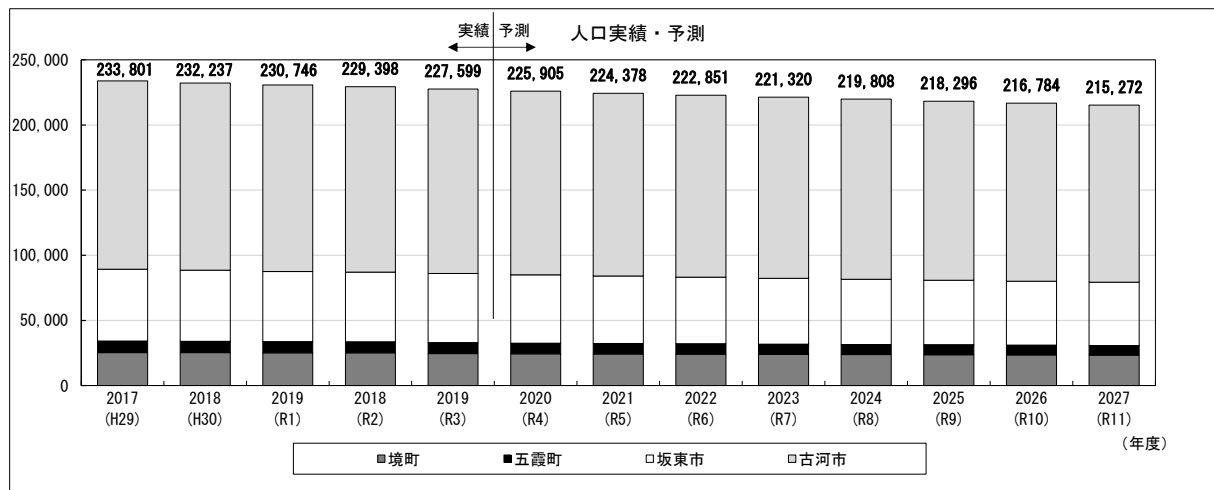


さしまクリーンセンター寺久	熱回収施設
	リサイクルプラザ
猿島郡環境センターごみ焼却施設（廃止）	
さしま環境センター最終処分場	
古河クリーンセンター	焼却施設
古河市資源置場	ストックヤード

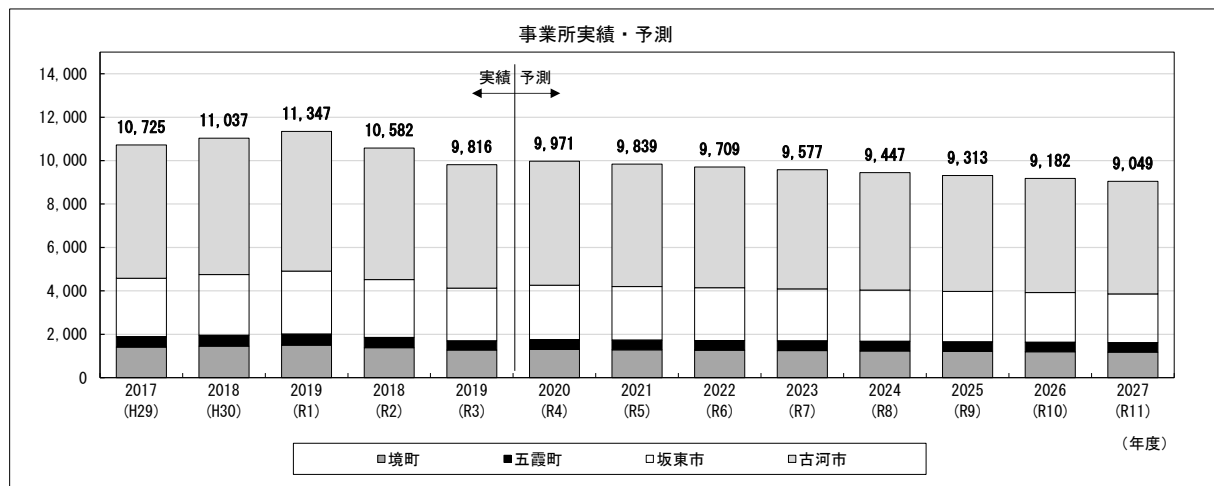
対象地域図（さしま環境管理事務組合圏域：クリーム色）（再掲）

【添付資料２ 目標設定に関するトレンドグラフ】

【人 口】

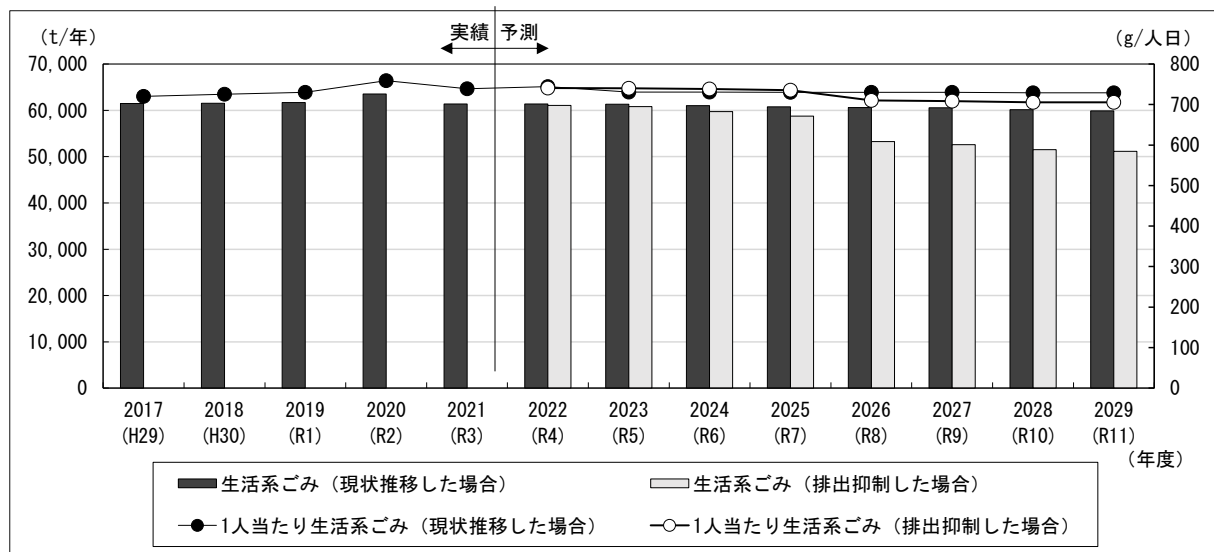


【事業所数】

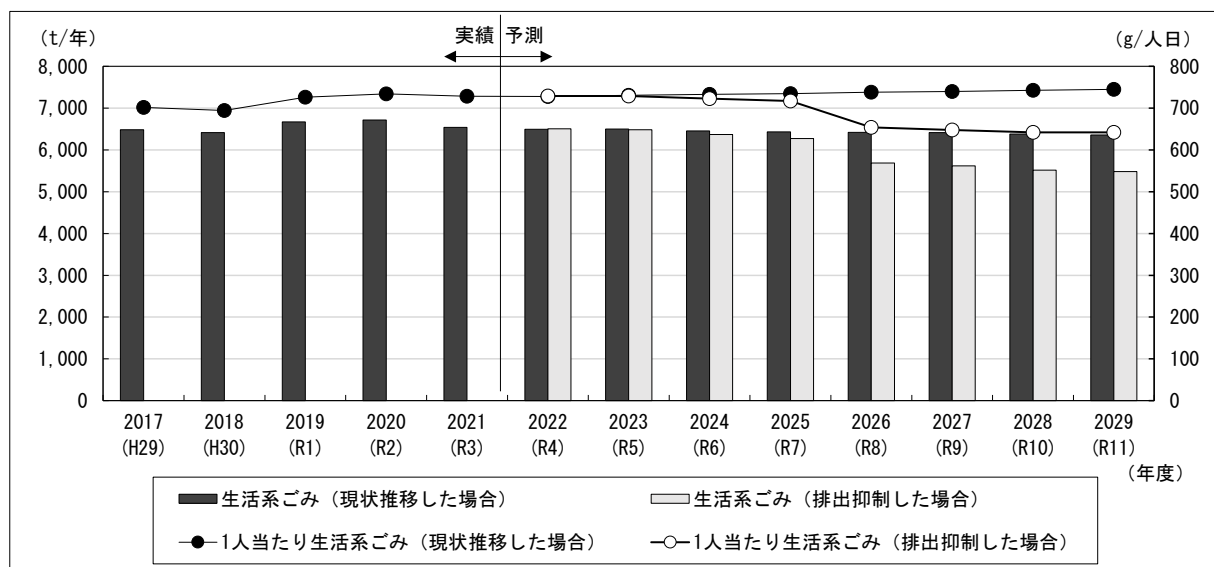


【生活系総排出量】

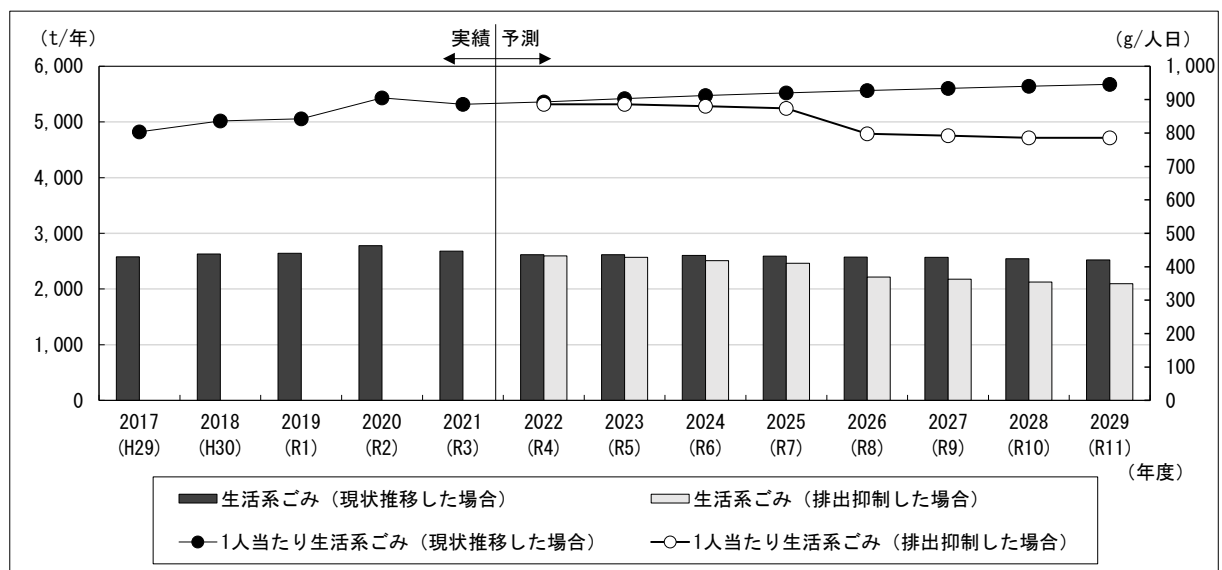
①組合



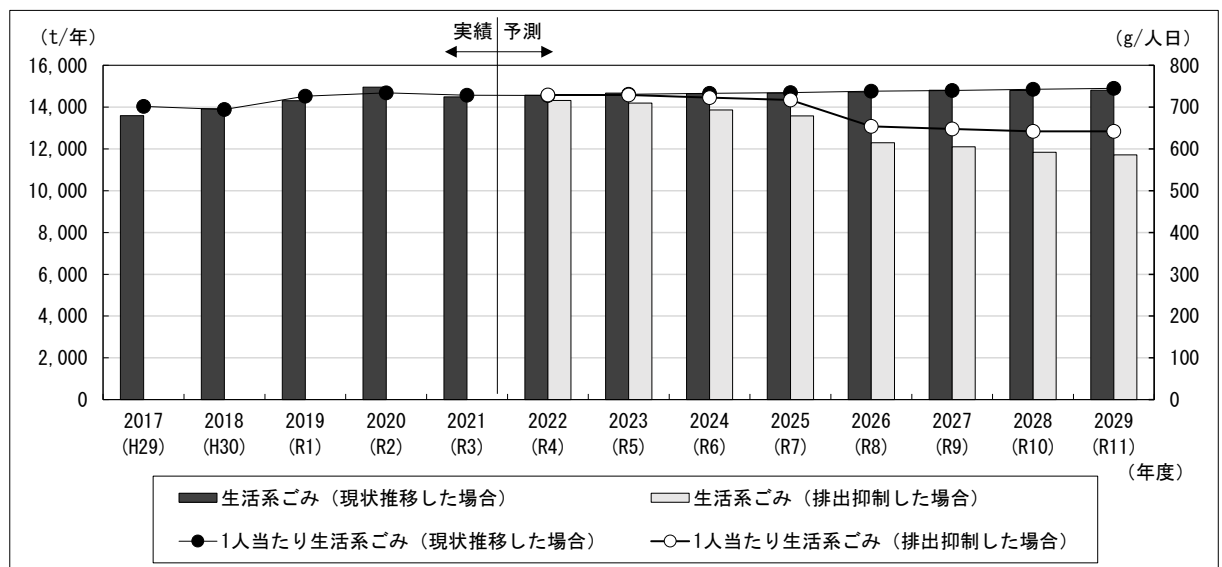
②境町



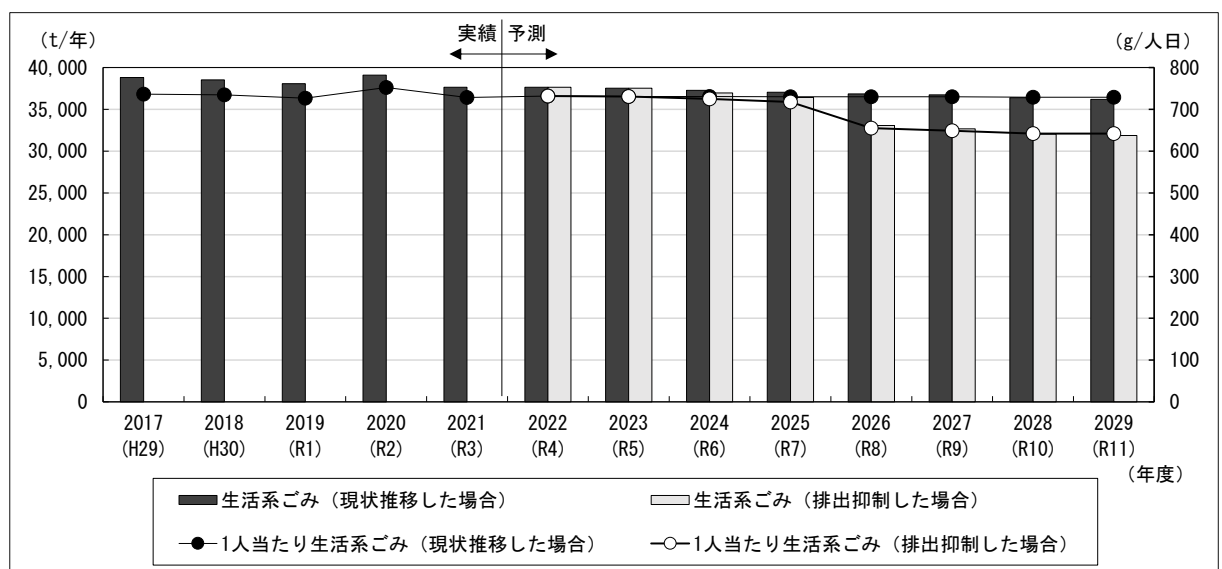
③五霞町



④坂東市

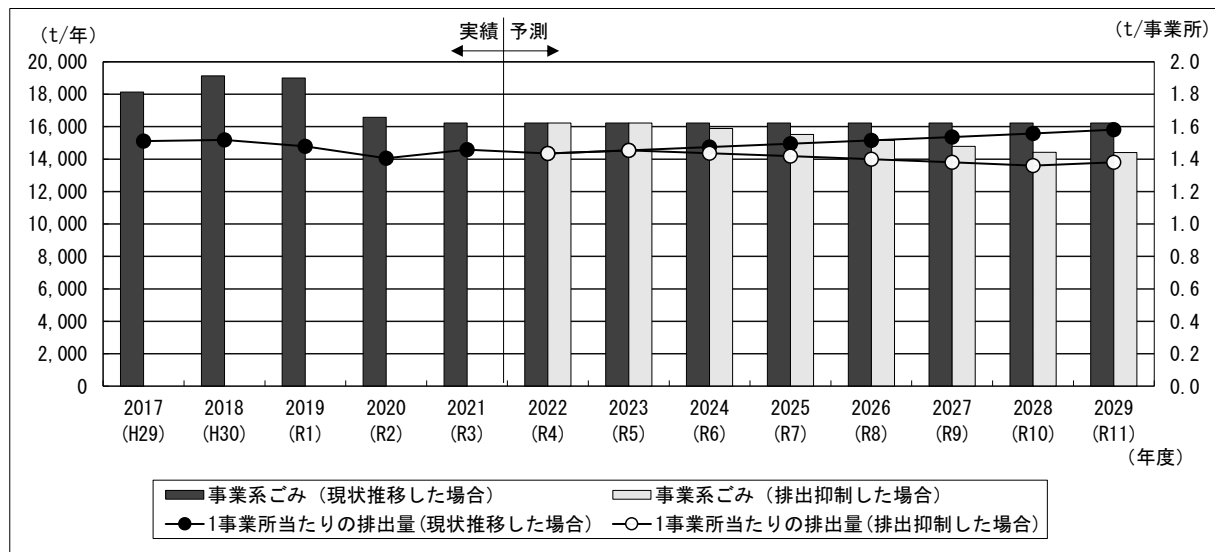


⑤古河市

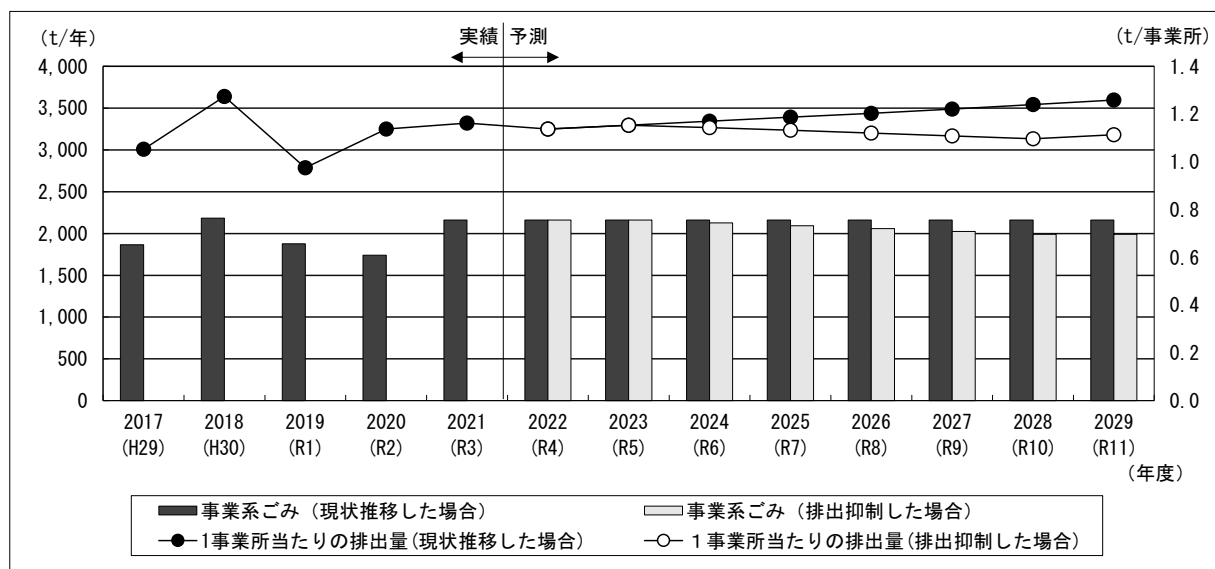


【事業系総排出量/1 事業所当たりのごみ量】

①組合

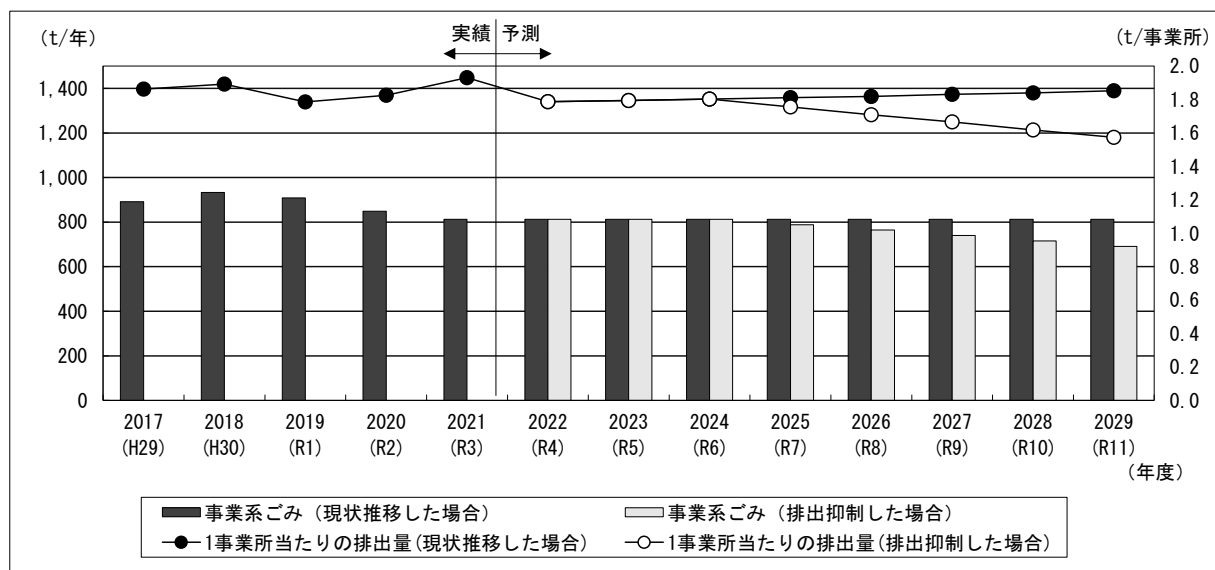


②境町

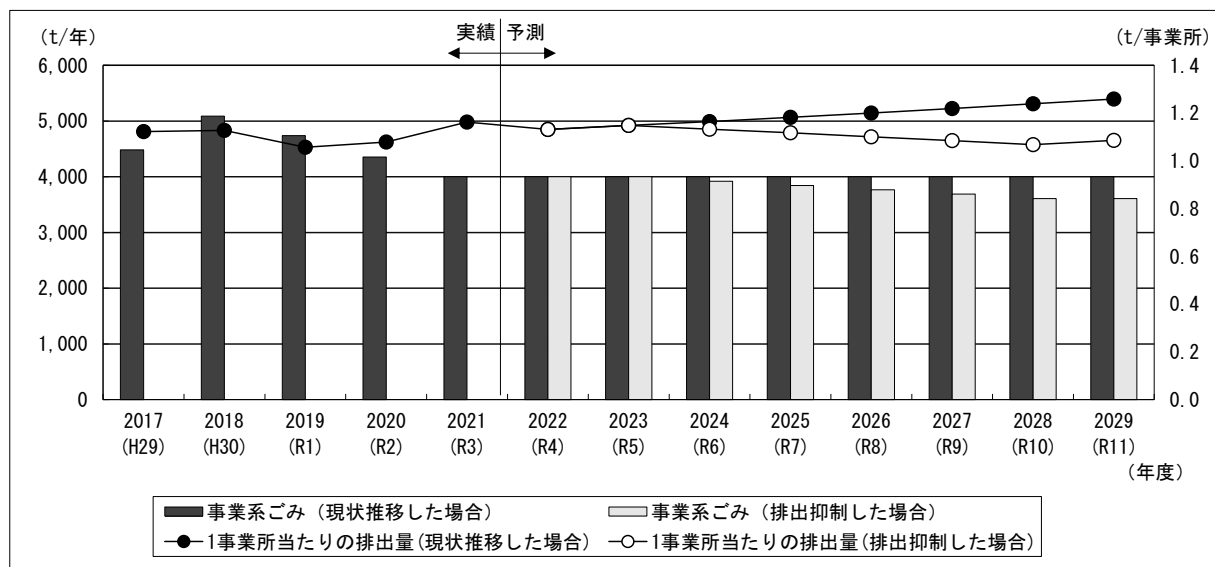


事業所数) 茨城県統計の事業所数及び経済センサス令和3年度。事業所数はほぼ2年毎の数字のため推計値も2年毎とみなして、間には平均値を入れている。以下同様

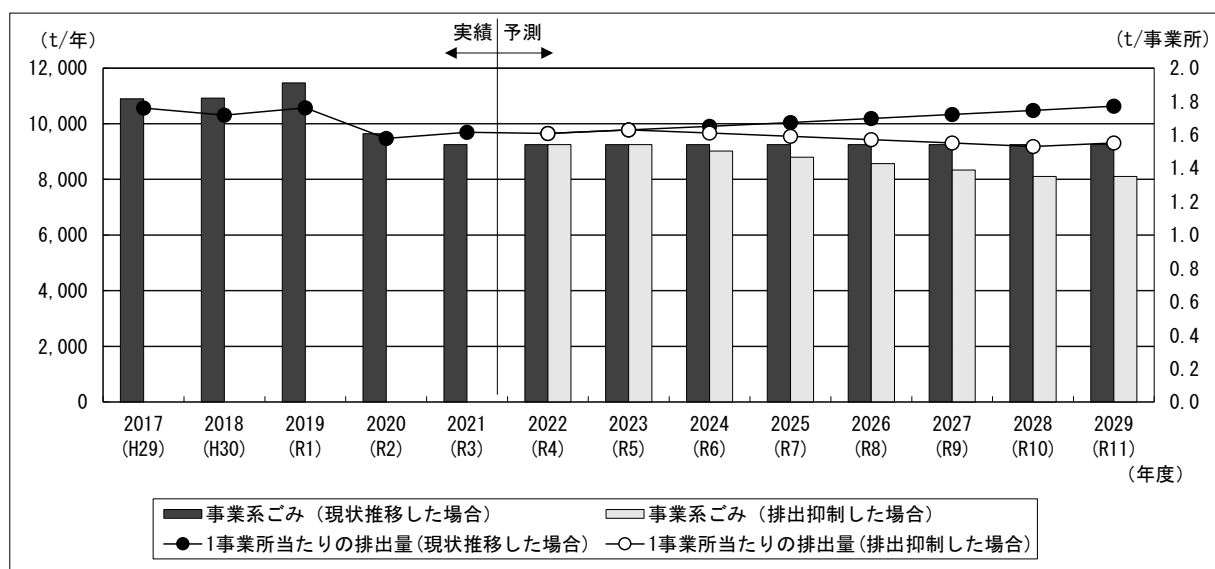
③五霞町



④坂東市

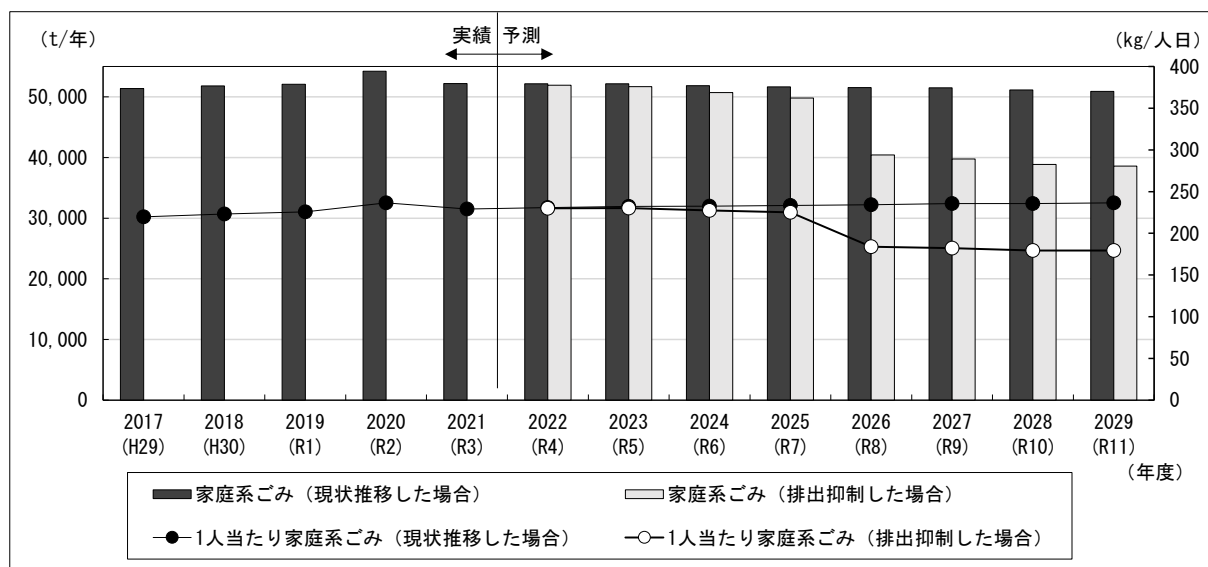


⑤古河市

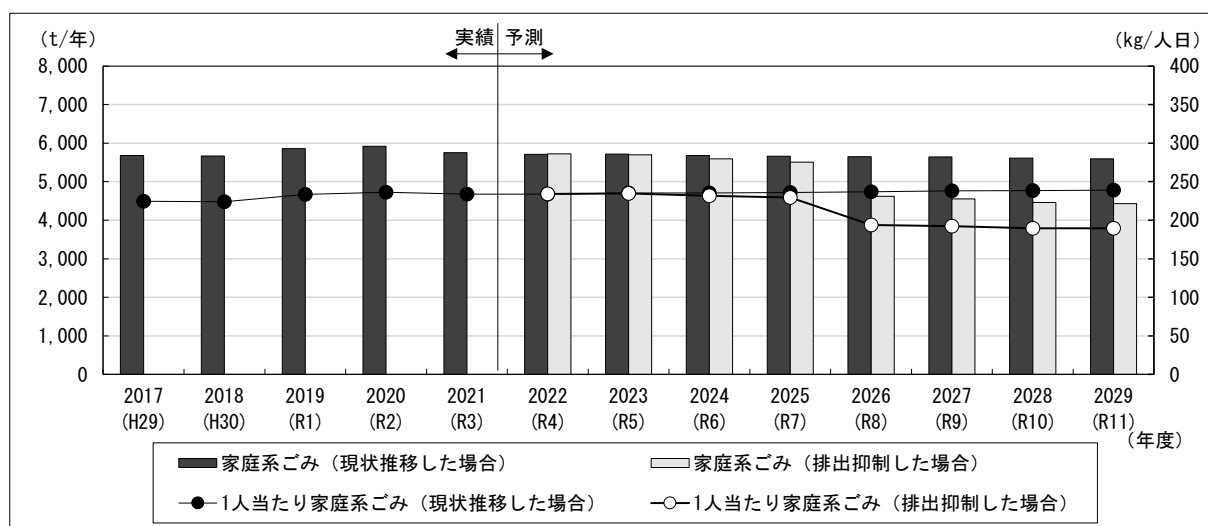


【1人あたり家庭系ごみの排出量】

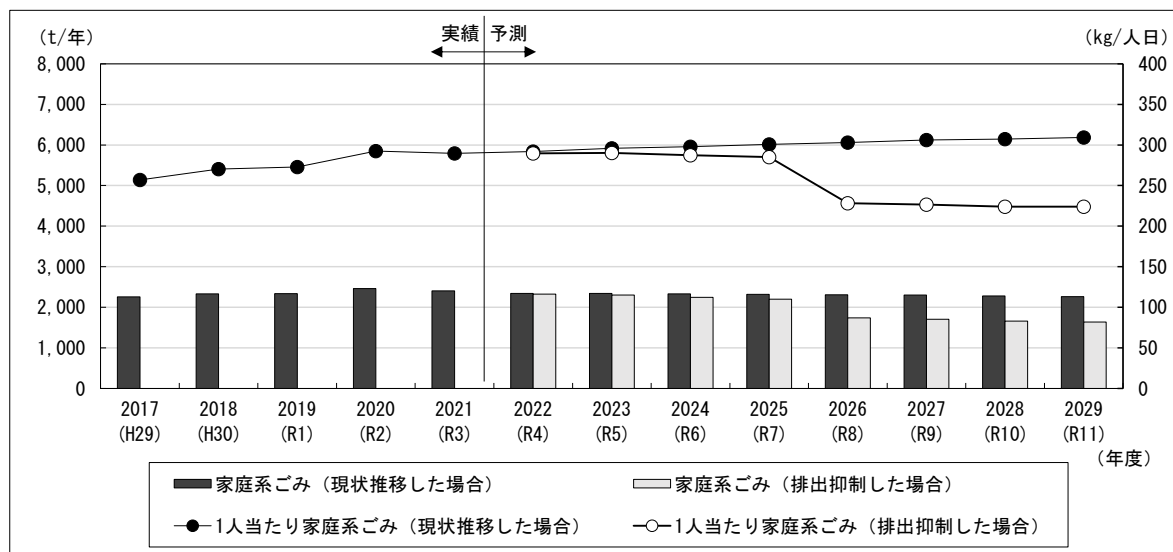
①組合



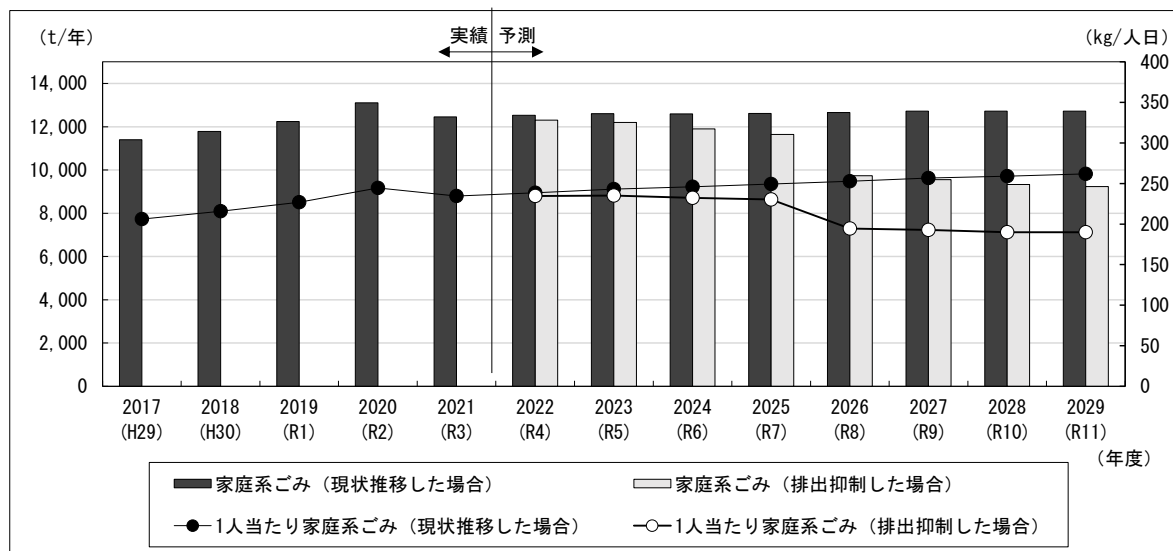
②境町



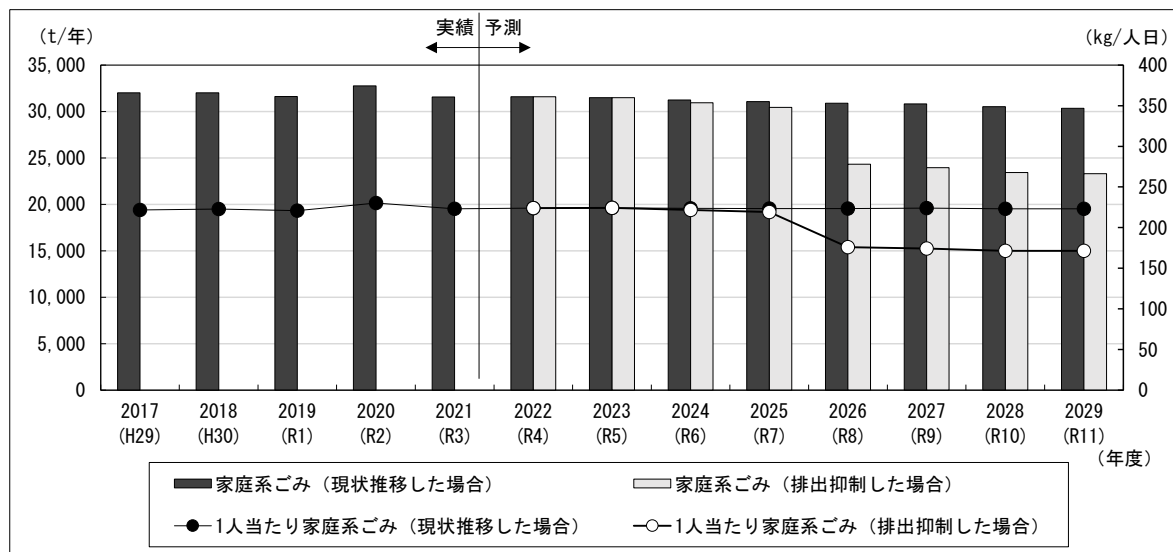
③五霞町



④坂東市

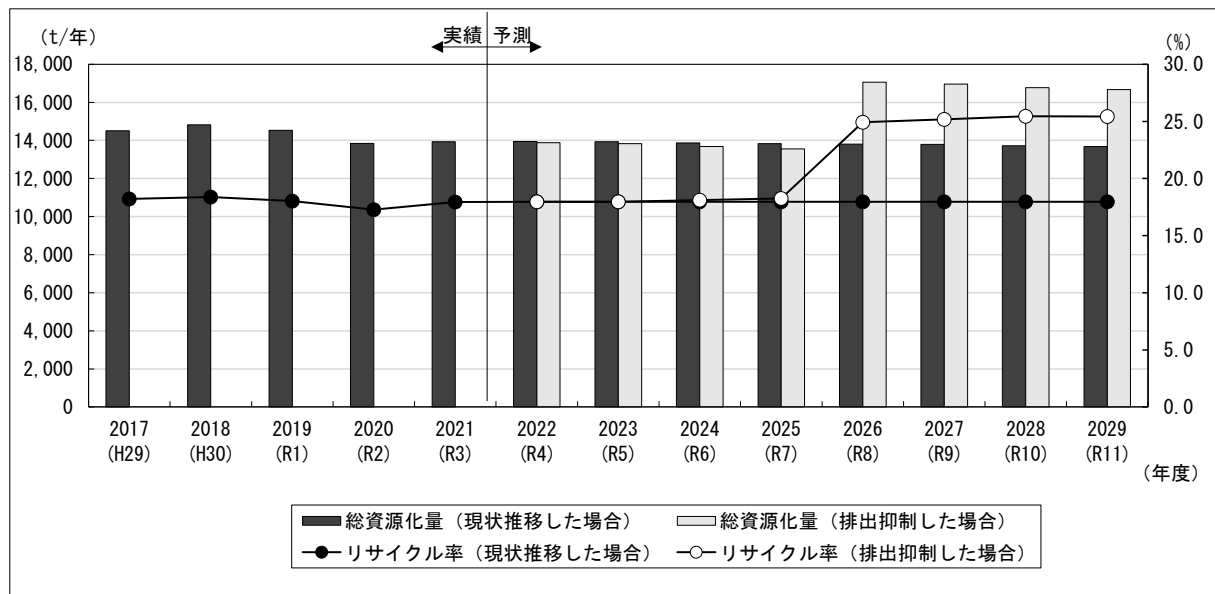


⑤古河市

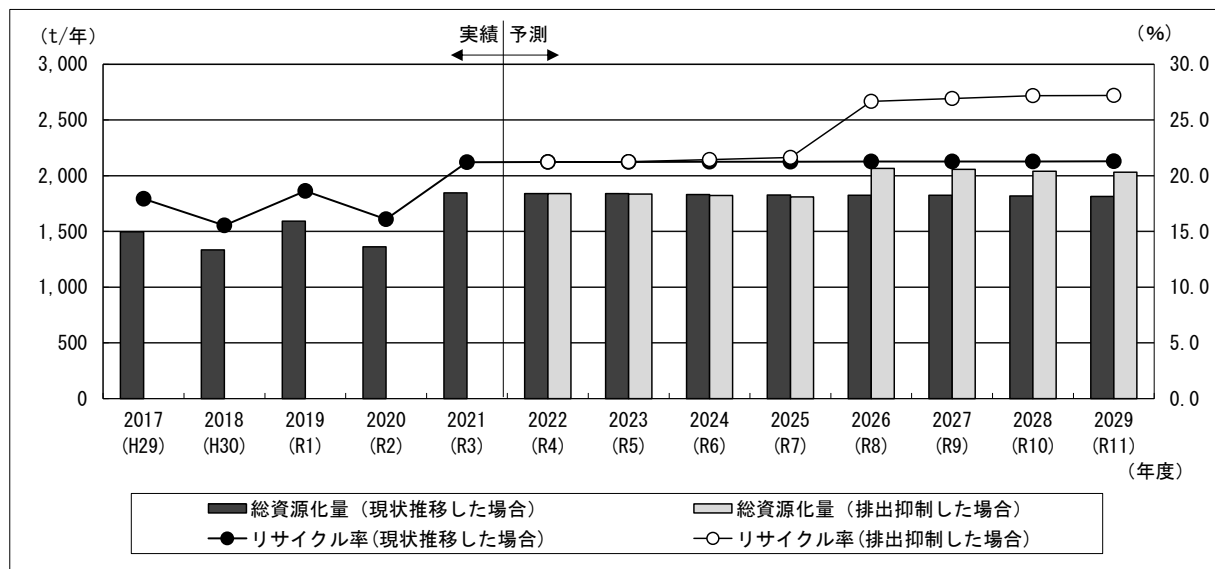


【総資源化量】

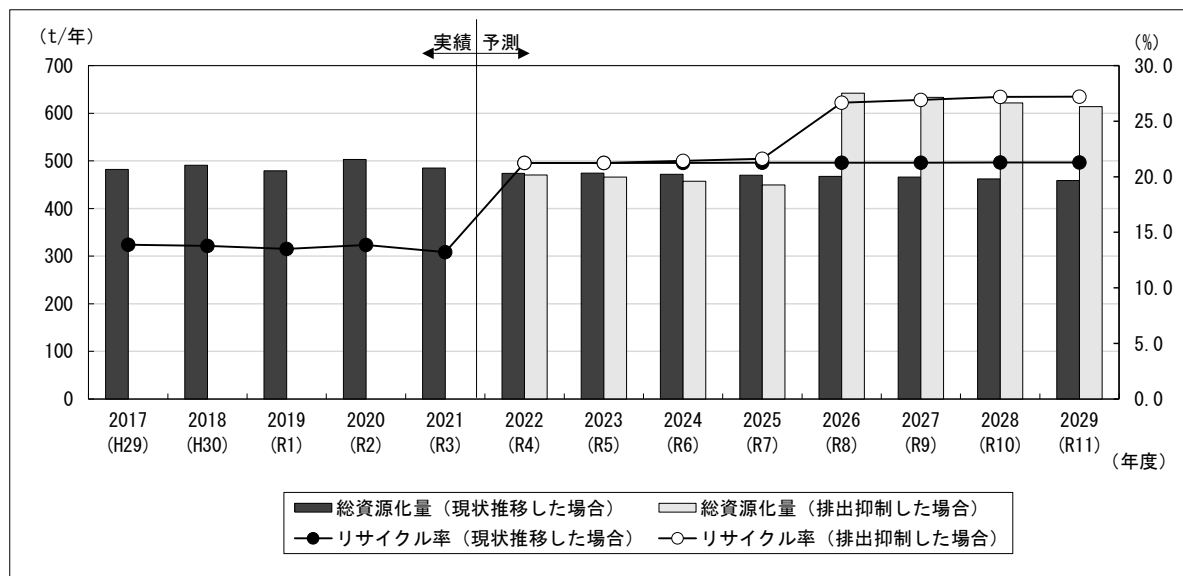
①組合



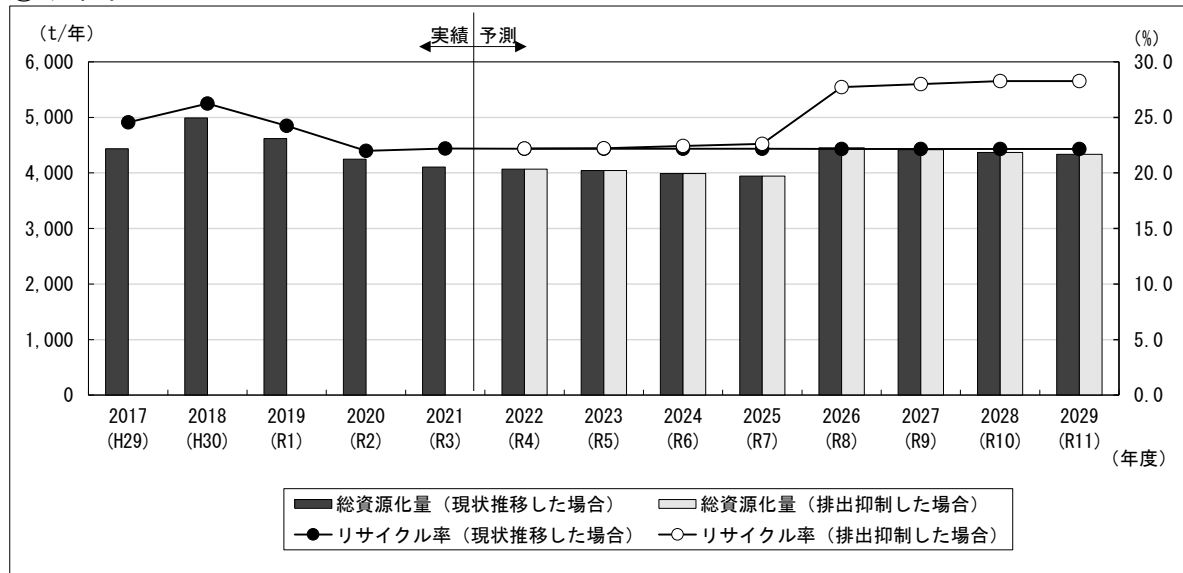
②境町



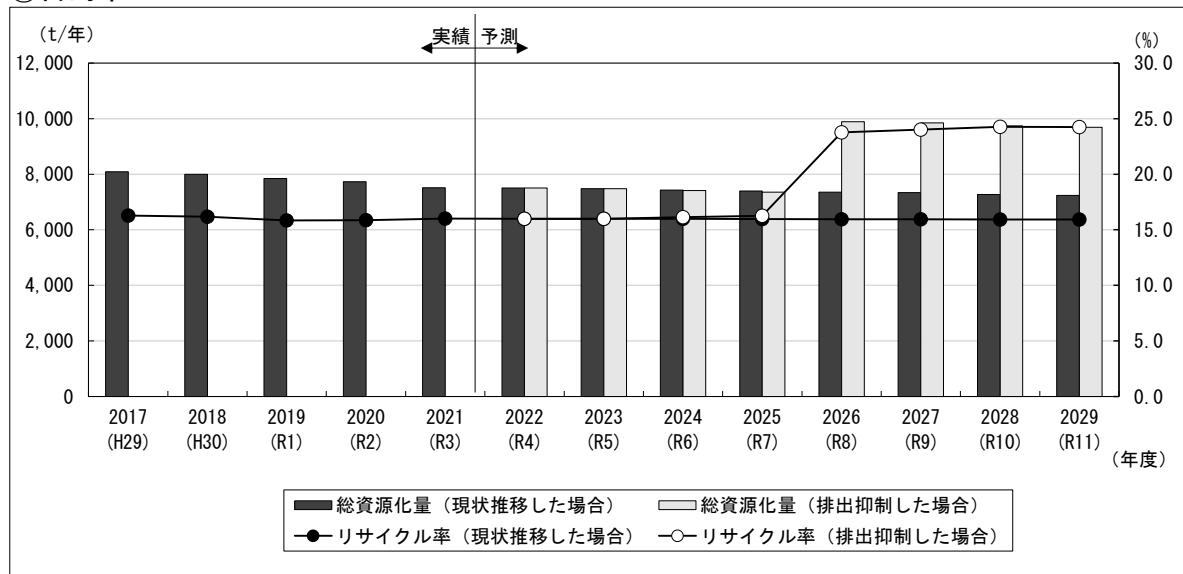
③五霞町



④坂東市

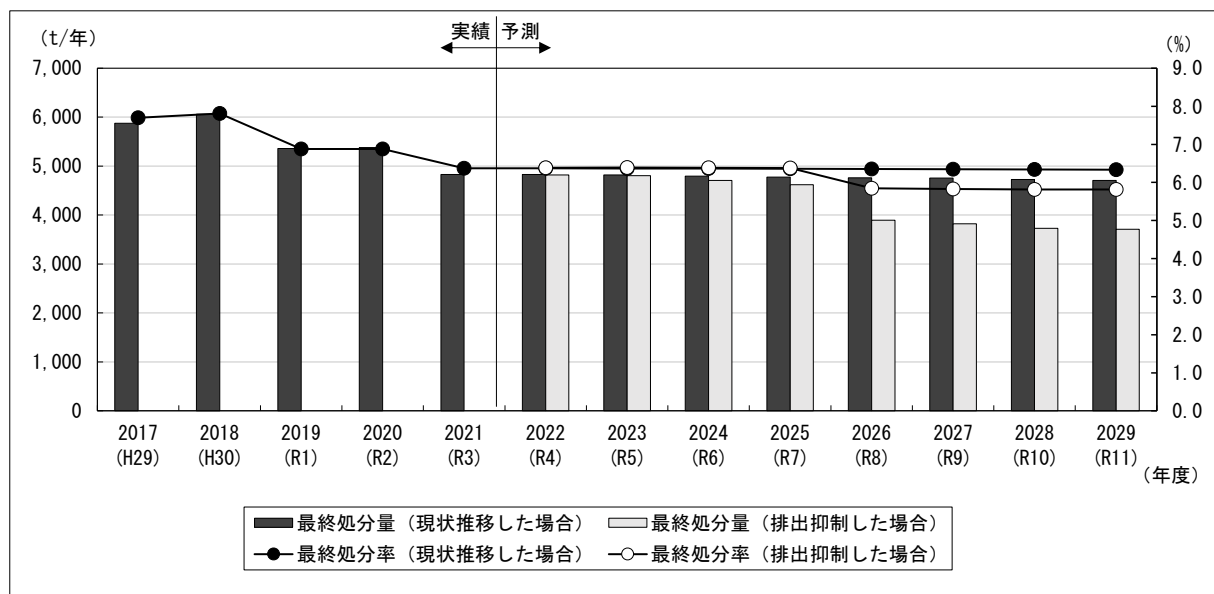


⑤古河市

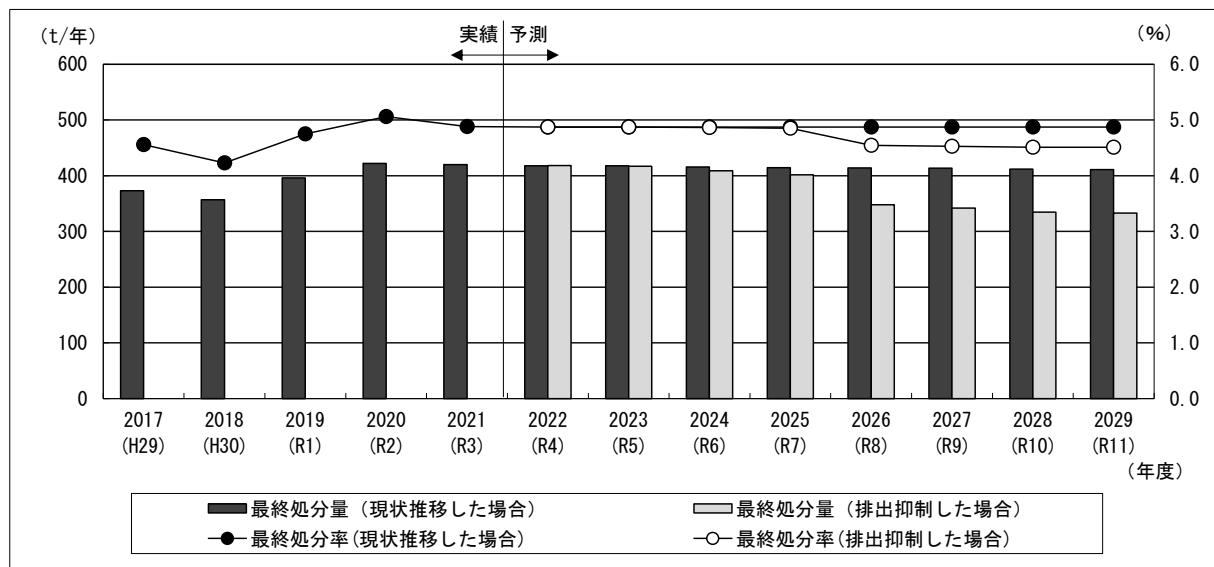


【最終処分量】

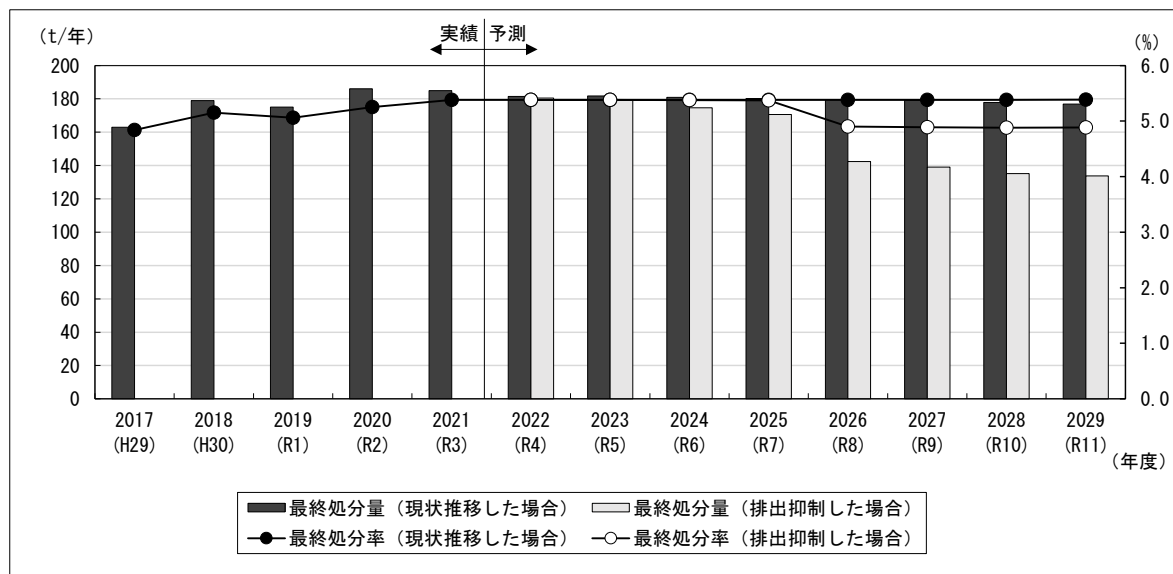
①組合



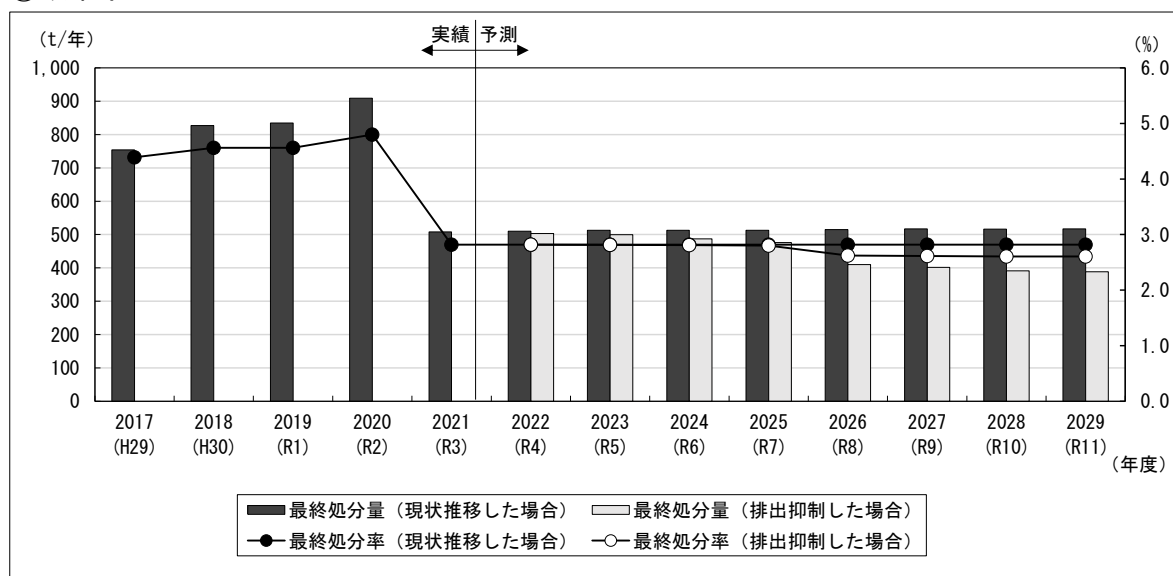
②境町



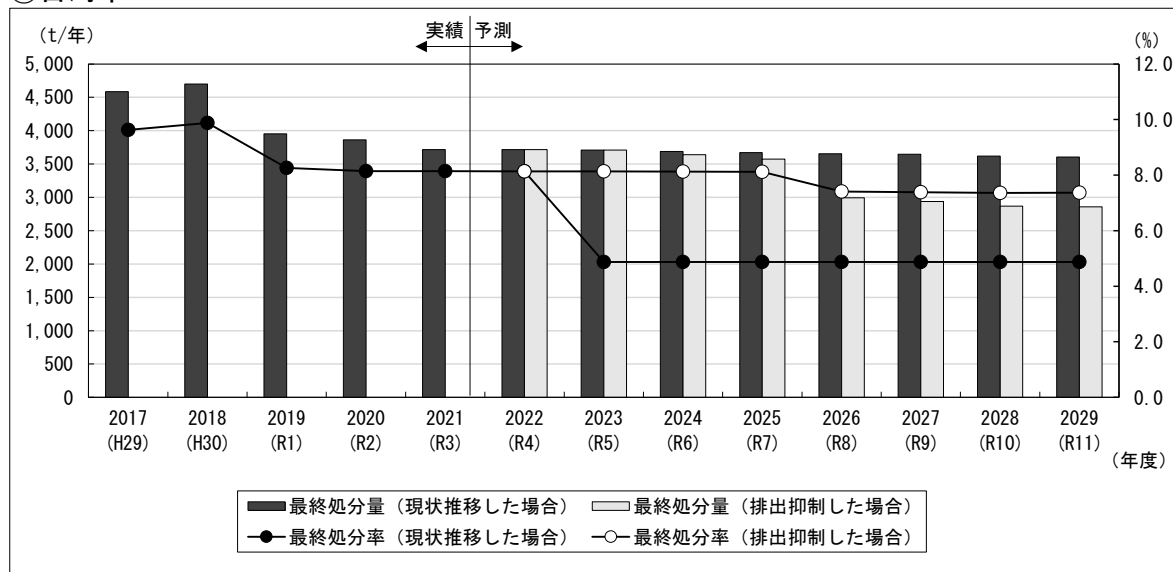
③五霞町



④坂東市



⑤古河市



境 町

町の中心地である境域方面や宮戸川・長井戸川中央排水路方面に向かうほど低地部であるため、浸水危険性が高くなる傾向にあります。避難所が使用できない場合や、避難所までの経路が危険な状態の場合には、なるべく浸水する危険性の少ない北東へ南東方面で避難することを考えましょう。

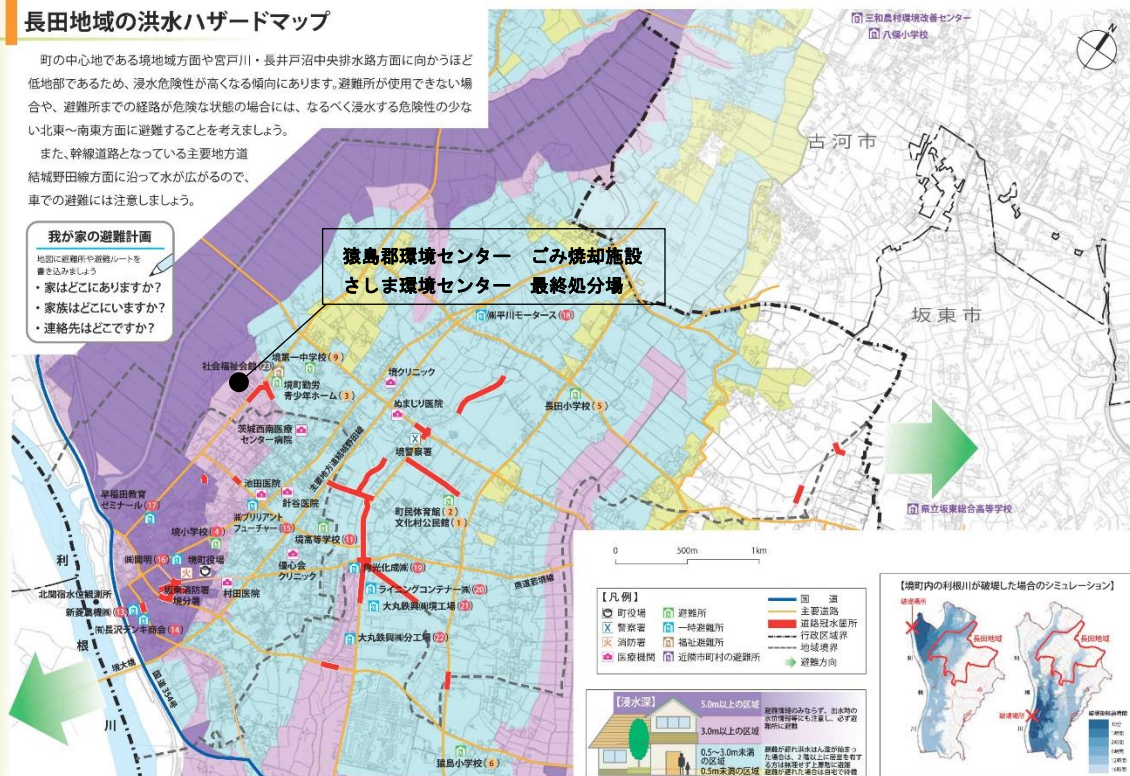
また、幹線道路となっている主要地方道結城野田線方面に沿って水が広がるので、車での避難には注意しましょう。

我が家の避難計画

地図に避難所や避難ルートを
書き込みましょう

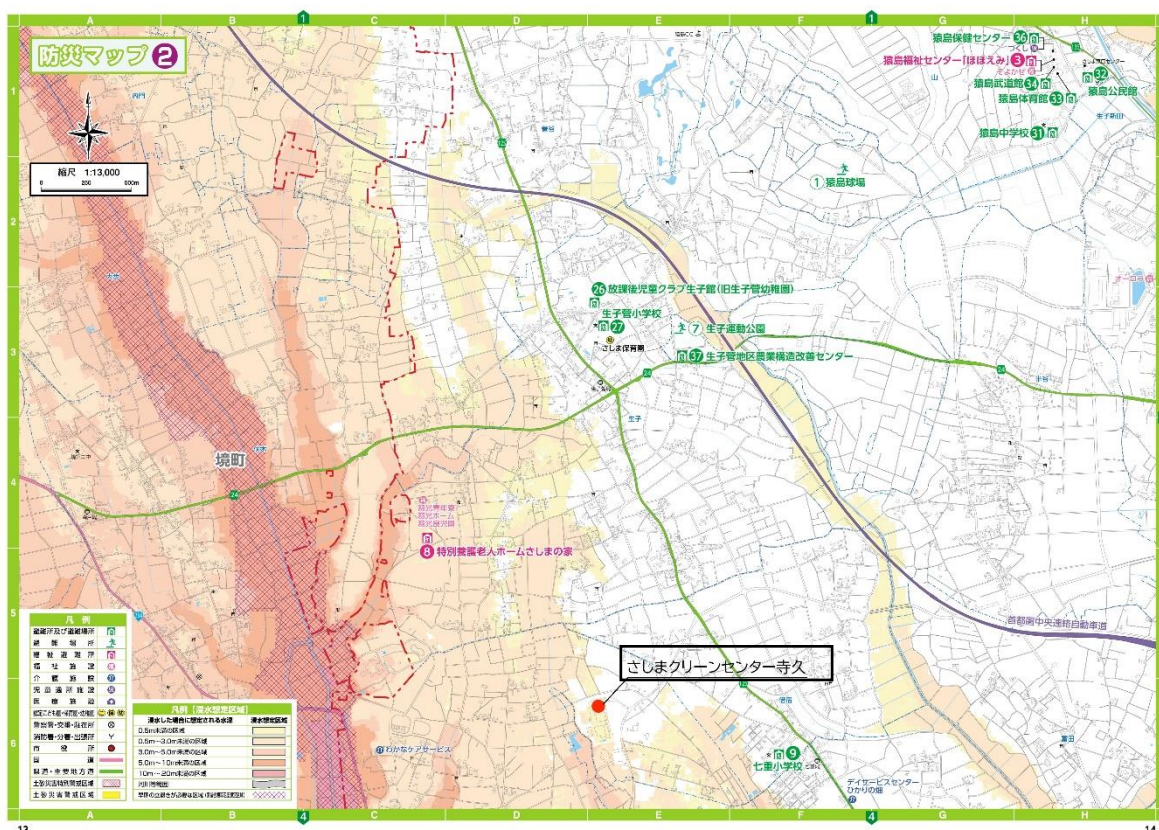
- ・家はどこにありますか？
- ・家族はどこにいますか？
- ・連絡先はどこですか？

猿島郡環境センター　ごみ焼却施設
さしま環境センター　最終処分場



※地図上の番号のついた ● は2所以上が使える遊樂所を、● は3所以上が使える遊樂所を表す。詳しくはP.3の一覧表をご覧ください。

坂東市



古河市

